



上川路会計事務所通信

KAMIKAWAJI

発行日:平成28年5月1日

Page 1
199号



所長
上川路 長生

上川路会計事務所

〒890-0056
鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070
Fax 099-252-6400

ごあいさつ

地震連鎖

新緑が目に鮮やかに薰風が心地よい4月14日、日常の平和な生活は熊本を中心とした九州地方を突然に襲った巨大地震が奪ってしまいました。

熊本地震は、5年前の東日本大震災以来の震度7を記録した『前震』と、『本震』と後で知られた再度の震度7の想定外の激震に、熊本の街は破壊されてしまいました。熊本県民の心の拠り所の熊本城は無残な姿になり、水前寺公園の池の水は干上がり、阿蘇では山の斜面の土砂が大規模に崩れてしまいました。大分まで『連鎖』した1,300回を超えた地震は3週間過ぎても、『余震』は続いている終わりが見えてこないのです。それでも早くも熊本のシンボル熊本城を修復する議論が始まっています。商店街には『負けんばい熊本』の張り紙が貼られていました。募金活動やボランティアなど被災地の支援を続けながら、九州自動車道と九州新幹線も全線開通したこと、行楽地などに積極的に足を運んで元気を取り戻すことが大切な時となっています。

4月26日燃費データ不正に関して記者会見した三菱自動車の相川哲郎社長は、「消費者に対してお詫びしかない。会社存続に関わる問題と認識している」と会見では深刻さをじませました。一流企業として信じがたい四半世紀にわたってデータが捏造されてきました。自動車大国として世界の中での日本の信用が問われています。三菱グループの幹部は「三菱の恥だ」と憤っていました。リコール隠し事件を教訓に、法令順守を徹底して再生を誓っているながら水面下では、新車開発をめぐって焦りから偽装に手を染めてきたのです。販売台数も激減した上に、莫大な損害賠償も予想され会社の存続が問われています。

人工頭脳に韓国最強の棋士が完敗して話題になりましたが、日本では囲碁界にスター誕生です。井山裕太九段が十段位を奪取し史上初の全七冠同時制覇を達成したのです。将棋界の羽生善治名人に遅れること20年の偉業となりました。囲碁のファンは『日本の井山』から『世界の井山』を熱望していて、中国と韓国に後れをとっている日本囲碁界の悲願の世界一制覇を26歳の若き天才に託したのです。

スポーツ界で水泳の北島康介、女子マラソンの野口みず

上川路美恵野会計事務所

〒892-0821
鹿児島市名山町1-3 鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465
Fax 099-223-4348



第199号

目次

● ごあいさつ “地震連鎖”	… 1P
● 税務カレンダー	… 2P
● 2016年5月の経理・税務チェックリスト	… 3P
● 第23回KMCセミナーのご案内	… 3P
● 会計・税務のQ & A	… 4・5P
● “消費税の軽減税率制度”	… 6P
● トピックス “ふるさと納税で災害支援を”	… 6P
● 職員コラム 今月の担当：畠中 拓郎	… 6P
● お客様情報 “住宅型有料老人ホーム 新川長寿園”	… 7P
● 企業防衛対策のおすすめ	… 7P
● 隨想 “『九州が揺れた日』 上川路美恵野”	… 8P

き2人の金メダリストがリオ五輪への道を絶たれたことで引退を表明しました。4個の金メダルに輝いた北島は、「やれることはやった。多くの人に応援してもらった」とファンに感謝していました。野口は2004年にアテネ五輪の女子マラソンで優勝、高橋尚子に次いで日本女子陸上界に2つ目の金メダルをもたらしました。「思う存分走り、幸せな陸上人生でした」と競技生活を振り返りました。

女性活躍推進法が4月1日施行され中央省庁は2020年度末の女性管理職の数値目標を盛り込んだ行動計画を公表しました。女性でも男性と等しく能力が正当に評価される社会が求められています。今年7月から日本公認会計士協会の会長に関根愛子氏が就任します。公認会計士3万5千人の頂点に初めて女性会長の誕生です。東芝の不正会計を監査法人が見抜けなかったことで、公認会計士が担った会計監査への信頼が大きく揺らいでいますが、信頼回復に向けてリーダーシップが新会長に求められています。

夏の参院選の帰趨を占うといわれた故町村信孝前衆議院議長の弔い合戦の補選は、当初楽勝といわれていたのが野党連合の思わぬ逆襲にあって、ようやく辛勝に終わり与党には、野党への警戒が生まれています。『衆参同日選』は熊本地震でなくなったといわれていますが、安倍首相による突然の衆院解散があり得ると伊勢志摩サミット後の政界に目が離せなくなっています。 (平成28年5月吉日)

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに・



3月決算会社申告書提出

2016年5月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1	2	3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6	7
8	9	10 	11	12	13	14
15 	16 	17 	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31 				



5月31日まで

- ・3月決算法人の確定申告
 - ・9月決算法人の中間申告（半期分）
 - ・消費税、地方消費税の中間申告
- 6月決算法人 第3四半期分
9月決算法人 第2四半期分
12月決算法人 第1四半期分
- ・消費税の年税額が4,800万円超の2、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
 - ・個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
 - ・確定申告の際の延納届出に係る延納税額の納付
 - ・3・6・9・12月決算法人及び個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告

5月10日まで

- ・源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付



5月16日まで

- ・特別農業所得者の承認申請



5月中において都道府県の条例で定める日

- ・自動車税の納付
- ・鉱区税の納付



2016年5月の経理・税務チェックリスト



業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！

3月決算法人の確定申告と納税

3月決算法人は、法人税・消費税の確定申告・納付、法人事業税・法人住民税等の申告・納付があります。また、決算後の配当金の支払いに関する税務署に提出する支払調書の作成、配当金からの源泉徴収・納付事務がありますので注意しましょう。

9月決算法人の中間申告

9月決算法人は、法人税の中間申告の時期です。中間申告には、前年度の法人税額の2分の1を申告・納税する予定申告と、仮決算による申告の2つの方法がありますので、選択可能であれば、自社の業績や事務負担上有利な方を選択しましょう。

個人住民税の特別徴収の準備

個人住民税の税額は、毎年6月に切り替わります。各社員の住所地の市区町村から送られてくる納税通知書に従って、事前に給与台帳や給与計算表への転記、給与ソフト等のデータ変更を行っておきましょう。

夏季賞与の検討と情報収集

夏季賞与を支給する場合には、賞与の支給額を決めるための準備が必要です。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配付などを行いましょう。

障害者雇用納付金の申告

平成27年4月～平成28年3月までの12ヶ月間のうち、常時雇用している労働者数が100人を超える月が5ヶ月以上ある場合、事業主は障害者雇用納付金の申告義務があります。



(有)上川路マネジメントセンター主催

第23回 KMCセミナーのご案内

第23回KMCセミナーの開催が決定いたしました！今回は、平成29年4月（一部は平成28年4月）施行の改正社会福祉法をテーマとした研修です。経営者の方に限らず、奥様、後継者、幹部の方々も大歓迎ですので、お気軽にお申込み下さい！

なお、社会福祉法改正に関するセミナーについては、実務担当者向けなどのセミナーを秋・冬に2回実施予定です。



研修テーマ 『社会福祉法改正について（仮）』

講師：上川路美恵野会計事務所 所長
公認会計士・税理士

上川路 美恵野

日 時：**平成28年8月3日（水）**

14:00～17:00 (受付開始予定13:30～)

場 所：鹿児島県民交流センター 大研修室第1（東棟3階）

詳細と申込書は
来月号にて！



会計・税務のQ & A !

● ● テーマ

『消費税の軽減税率制度』

平成28年度税制改正により、平成29年4月に消費税率が10%に引き上げられます。今回は、消費税率10%への引き上げと同時に導入予定の軽減税率制度について詳しくみておきましょう。なお、引き上げ見送りの検討もされていますので、今後の動向に留意して下さい。



軽減税率制度って？

消費税率引き上げに伴い、低所得者に配慮する観点から、「酒類・外食を除く 飲食料品」及び「週2回以上発行される 新聞の定期購読料」を対象に導入されるものです。軽減税率対象品目については、消費税率が8%となります。(対象外品目については、10%)



飲食料品って具体的にはどんなものが対象になるの？

対象	飲食料品	飲食料品とは、「一般に人の飲用又は食用に供するもの」のこと。例えば、工業用の塩は、軽減税率の対象となる飲食料品には含まれない
対象外 ×	ケータリング・出張料理等	相手方の注文に応じて指定された場所で調理・給仕等を行うもの
対象	一定の飲食料品・給食等	有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、幼稚園、小学校、中学校等で提供される一定の飲食料品・給食等
対象	テイクアウト・宅配等	飲食店営業等の事業を営む者が行うものであっても、持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う飲食料品の譲渡
一部対象	一体資産	おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外のものがあらかじめ一体となっているもので、その一体となっているものに係る価格のみが提示されているものについては、 <u>税抜価格が1万円以下で食品の価額の占める割合が3分の2以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象となる</u>



国税庁がHPにて公開している軽減税率制度に関する「Q&A」事例集では、より具体的な飲食料品等の線引きの事例が紹介されていますのでご参照ください。



会計処理や税額の計算はどうなるの？

消費税率引き上げ後には、標準税率10%と軽減税率8%の複数税率になります。

そのため、対象品目の売上・仕入がある事業者は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理(区分経理)を行っていくことになります。

また、現行では消費税の仕入税額控除を適用するためには、請求書等及び帳簿の保存が要件とされていましたが、今後は、こうした区分経理に対応した請求書等及び帳簿の保存が要件となります。

この仕入税額控除の方式については、**平成33年4月1日より「適格請求書等保存方式」(いわゆる「インボイス制度」)が導入され、導入までの4年間は事業者の準備等を考慮し、簡素な方法「区分記載請求書等保存方式」が導入されます。**

請求書等保存方式(現行)

区分記載請求書等保存方式

適格請求書等保存方式

区分記載請求書等保存方式 (H29.4~H33.3)

売り手が発行する請求書等の記載事項 (現行同様、請求書等には、一定の記載事項を満たす領収書や納品書、小売事業者等が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。)

区分記載請求書(イメージ)

請求書

御中

月分 21,800円(税込)

月 日 牛肉2kg 5,400円

月 日 割り箸4箱 5,500円

⋮

合 計 21,800円

(10%対象 11,000円)

(8%対象 10,800円)

(株)

「」は軽減税率対象であることを示します。

現行の記載すべき事項に、下記が追加。

軽減税率の対象品目である旨

税率ごとに区分して合計した対価の額(税込)

買い手は、区分記載請求書の保存が仕入税額控除の要件となります。(上記 の記載がない請求書等については、買い手が事実に基づき追記可能)

経過措置の特例

軽減税率導入後の税額計算は、原則、売上又は仕入を税率ごとに区分して行うことになりますが、売上又は仕入を税率ごとに区分することが困難な事業者に対して、売上税額又は仕入税額の計算の特例(簡易課税制度の適用に係る特例を含む)があります。



適格請求書等保存方式 (H33.4~)

適格請求書(イメージ)

請求書

御中

月分 21,800円(税込)

月 日 牛肉2kg 5,400円

月 日 割り箸4箱 5,500円

⋮

合 計 21,800円

(10%対象 10,000円 消費税1,000円)

(8%対象 10,000円 消費税 800円)

(株) 登録番号×××-×××

「」は軽減税率対象であることを示します。

左記の区分記載請求書の記載すべき事項に、下記が追加。

登録番号

税抜価格又は税込価格を税率ごとに区分して

合計した金額及び適用税率

税率ごとに区分して合計した消費税額等

適格請求書発行事業者には、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付と写しの保存が義務付けられます。(適格請求書等を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者です)

買い手は、適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。なお、免税事業者は適格請求書等を交付できないため、免税事業者からの仕入は仕入税額控除できません。ただし、適格請求書等保存方式の導入後一定期間は、免税事業者からの課税仕入についても、仕入税額相当額の一定割合を控除することができます。

平成33年4月~平成36年3月まで...仕入税額相当額の80%

平成36年4月~平成39年3月まで...仕入税額相当額の50%



飲食料品等を取り扱わない事業者にはどんな関係があるの?



飲食料品等を取り扱わない事業者や免税事業者であっても軽減税率への対応が必要になりますので、注意が必要です!

課税事業者

全ての課税事業者が標準税率10%と軽減税率8%を区分して経理を行うことになります(経理システムの変更、改修等が必要になる可能性があります)。

仕入税額控除のため、新しい記載ルールに基づいた請求書等と帳簿の保存が必要となります。



例

交際費や会議費として飲食料品を購入した場合、軽減税率の対象となり、納税額の計算に影響します。

お歳暮・お中元など
贈答用の食品



会議や接客時の茶菓



免税事業者

取引先から新しい記載ルールに基づいた請求書等の発行を要求されることがあります。

軽減税率に対応するためのレジの導入・改修等のための中小企業者への支援措置(補助金)もあります。

詳しくは、軽減税率対策補助金事務局のHPをご覧ください

ふるさと納税で災害支援を

気象庁は、今月7日に、熊本県熊本・阿蘇地方と大分県中・西部で起きた震度1以上の地震が4月14日以降、計1,300回を超えたと発表しました。熊本地震で被災された多くの方々に心よりお見舞い申し上げます。

現在、様々な支援の輪が広がりつつありますが、被災自治体へ直接寄付することができるということでふるさと納税も注目を浴びていますので、ご紹介致します。

まずは、ふるさと納税ポータルサイトへ！

ふるさと納税

検索

<http://www.furusato-tax.jp/>



トップページ上の右側に
『災害支援でチョイス』
というタブがあります

『災害支援でチョイス』ページからは、被災された各自治体に直接寄付することができます。

また、被災した自治体を支援するために、福井県、千葉県市川市をはじめ、鹿児島県でも志布志市や大崎町、鹿屋市、薩摩川内市などがふるさと納税の受付を代理で行っていて、同ページより手続きができるようになっています。

代理自治体の場合には、返礼品などはありませんが、受領証やお礼状の発行等、被災地の事務代行の役割も担っています。

クレジット決済ができる
自治体もあります

ふるさと納税とは？ 自治体への寄付金のことです。寄付金2,000円を超える部分については、所得税及び住民税の控除対象となります（収入や家族構成に応じて還付控除額は変わります）。

また、通常確定申告を必要としない給与所得者の場合、ふるさと納税先団体に特例の申請をすることで、年間5自治体までは確定申告が不要となる『ワンストップ特例納税制度』も利用できます。

（ふるさと納税については、当事務所通信H27.9月号「会計・税務のQ&A」で詳しく取り扱っておりますので、ご参照ください。）

職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつ自分の趣味や
はまっていることについて紹介しています。
職員それぞれの個性を楽しんでいただければ幸いです

テーマ：テニス

今回は私の好きなスポーツ「テニス」についてご紹介したいと思います。

中学はソフトテニス部、高校はテニス部に所属しており、プレイする側でしたが、最近ではもっぱら観戦する側となっています。

最近ではよくテニスがニュースで取り上げられたり、テレビで試合が流れるようになりました。もちろんきっかけは錦織圭選手の全米オープン準優勝（14年）。日本のテニスファンにとっては、グランドスラムの優勝争いに日本人選手が絡むなんて、まさに「夢でも見ているんじゃないかな」レベルの出来事でした。この錦織選手の活躍で初めてテニスに興味を持ったという方も多いのではないでしょうか。

今回はそんな初心者の方でも観戦が楽しめるよう、試合のルールについて簡単ではありますがお話ししたいと思います。

まず、1ゲームは4ポイント先取。4ポイントを先にとったら1ゲームを獲得できますが、3ポイント目で同点になると、先に2ポイントを連続して取らないとゲームは獲得できません。

今月の担当：監査部 畠中 拓郎

数え方は0点=0(ラブ)、1点=15(ファイティーン)、3点=30(フォーティー)、4点目=G(ゲーム)と言います。そして6ゲームを先取すれば1セット獲得となり、これを5セットマッチなら3セット、3セットマッチなら2セット先にとった方が勝ちとなるわけです。

ざっくり説明して、これだけ分かっていればテニスの試合は誰でも簡単に観ることができます。ぜひルールを覚えて、一緒に錦織圭選手を応援しましょう！

【錦織圭(にしこり けい)】

島根県松江市出身の男子プロテニス選手。世界ランキング自己最高位はシングルス4位。日本人男子選手として史上初の世界ランキングで10位以内にランクイン。男女を通じて日本人初のグランドスラム4大大会シングルスファイナリスト。

【グランドスラム】

英国ウェンブルドン・全豪オープン・全米オープン・全仏オープンの世界4大大会はグランドスラムと呼ばれており、世界最高峰の戦いが繰り広げられています。





住宅型有料老人ホーム

新川長寿園

この町で安心して暮らせる住まいを創りたい

この合言葉を基に平成28年4月1日に開設した、
新川町にある住宅型有料老人ホームです。

住宅型有料老人ホームとは?

食事提供などの日常生活上必要なサービスを提供する高齢者向けの住宅施設です。
介護が必要な場合でも、入居者自身の選択により、訪問介護等の介護サービスを利用しながら、ホームでの生活を継続することが可能です。

運営方針

入居者様が安心して生活でき、
その中に楽しみや喜びを持ち、
ご家族が安心して気軽に来園
できる施設であること。同時に、
恵仁会及び、社会の資源を利
用し、日常生活の充実及び自
立のための支援に努めます。

理 念

~入居者様、ご家族、職員、地域の
方々、多くの笑顔で愛が溢れる暮らし~
「入居者様の立場に立ち、思いや願い
を尊重・理解し、身近な愛で包まれる生
活を営むことができるよう支援します」
介護理念を念頭に入居者様の支援に
あたる。

協力医療機関

池田病院
鹿屋訪問看護ステーション

お問い合わせ先

社会福祉法人 恵仁会
〒893-0024
鹿児島県鹿屋市下祓川1800番地
TEL:0994-43-2546 FAX:0994-43-2937

企業防衛対策のおすすめ

このコーナーは、当事務所の
保険管理顧問・松谷義久が企業防衛対策
についてご紹介するコーナーです

<< 熊本地震で学ぶべきこと >>

想定外と思われていた地域に甚大な被害をもたらしたこの度の地震は、我々に個人的な
実害、企業にとっては人的リスク、施設への被害など、いかに普段の心構えが大切であるか、
及びその準備が重要なのかを改めて考えさせられました。

先人の教え「備えあれば憂いなし」、「転ばぬ先の杖」は心に響きます

個人・企業共に、今回を機に周りを見直してみる必要があります

通常加入している火災保険は適用されるのか（地震被害に対して）

地震保険は、別枠で加入していないと適用外なのか

車両被害は、 地震、噴火、津波危険保障付加 のみで担保されるか

人的な被害はどの範囲まで補てんされるのか（天災危険担保） など



様々なパターンが発生し、多様な保険制度、補償制度が取り上げられています

上川路会計事務所では関与先様の永続的な発展を願い保険指導業務に取り組んでいます





『せめて子どもの日は余震を止めて、熊本の子ども達に安心と安らぎを与えてください』という、熊本の大西市長の祈りのツイートが話題になっていました。残念ながら5日も多くの余震が発生しましたが、連休明けから学校が再開した所も多く、学校に久しぶりに子ども達の笑顔が戻ったとか。

四月半ばに発生した熊本の大地震、その後も余震が続き、帰宅の難しい方々で避難所がいっぱいになっています。平穏な日常を取り戻すまでにはまだまだ時間が必要なようで、関係の深い隣県での大災害なだけに心を痛めるばかりです。

このような時に自分に何か出来る事はないか、と考えるのが人情ですが、闇雲に行動してもただの自己満足に陥ってしまいます。過去の例をみても、送った支援物資が現場で不要なものであったり、物資の配達や仕分けのためにかえって人手を使わせてしまったり、ボランティアのつもりが足手まといになってしまったりと、善意が上手くかみ合わずちぐはぐになってしまうことがあるようです。

はやる気持ちを抑えて、本当に必要とされているものは何か、被災地の要望をきちんと把握した上で自分に出来る支援を考えたいものです。

とりあえず何かをという事であれば、やはり義援金等の寄附が確実な手段でしょうか。

一口に寄附といっても様々です。街頭募金や店頭の募金箱への募金もあれば、日本赤十字社では専用口座が設けられて義援金の受付を行っていますし、新聞社やテレビ局なども窓口を設けています。また、被災地支援を行う公益法人やNPO法人なども寄附を募集しています。そして近年話題の「ふるさと納税」を活用して被災自治体に直接寄附する方法も注目をあびています。

集められた寄附金の使い道も被害を受けた方の手元に御見舞金などとして渡るものや支援団体の活動資金となる場合もありますので、自分がより望ましいと思う支援の方法を考え、その意図に近いところを選ぶと良いかと思います。

このような義援金は税制上の優遇措置が受けられる場合がありますが、振込先等に応じて異なりますので、国税庁から公表されたQ&A等を参考にしてください。

また、直接の寄附だけでなく、熊本産の品物を購入したり、義援金付きの商品（特定の品物を購入すると売上の一部が寄附される）を購入したりすることも支援につながります。

災害の支援は、被災直後だけでなく復興までの長い道のりを支えていかなければなりません。
無理をせず継続して支援することが大切です。

ただし、残念なことにこのような際には善意に付け込んだ詐欺も横行します。

くれぐれもご注意を！

さて、最近の心理学等の研究結果によると「幸福感を増すお金の使い方」があるといいます。そのうちの一部が「他人のためにお金を使う事」であり、「自発的な寄付であればより満足度が高い」「他人とのつながりを深めるような方法で行うと、より幸福感が得られる」のだとか。

この研究結果ははたして本当か…確かめてみる機会かもしれませんね。



薰る風裂けし大地を撫でて行く 美恵野



編集後記

先月14日の熊本地震では、鹿児島でも震度4を観測しました。震度4の揺れでも一瞬固まってしまうような大きな揺れで、被災地の方々の恐怖の大きさは計り知れません。5月8日は母の日でしたが、当たり前のようにプレゼントを贈って言葉を交わすことができることのありがたさを痛感しました。被災地のために、同じ九州の人間として、微力であっても何かできることがないか考えたいと思います。

連絡先：上川路会計事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9

Tel 099-252-7070 Fax 099-252-6400

E-Mail kamikawaji@tkcnf.or.jp

New! URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

HPが新しくなりました！

上川路会計 検索

広報委員会 上川路美恵野 福留 伊集院 赤塚 本田 西

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からぬことがありますれば上川路会計事務所にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非紹介ください！！

